



国税庁のホームページで  
所得税の確定申告書が作成できます。

URL <http://www.nta.go.jp>

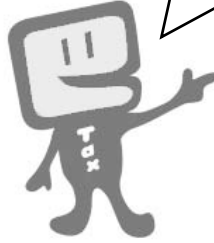


ここをクリック



申告期限は

**3月17日(月)まで**



期限間近は窓口が混雑します  
**税の申告はお済みですか？**

住民税：町税務課課税第一係 ☎ 34・2112  
所得税：桜井税務署 ☎ 42・3501

本紙2月号でお知らせしました住民税(町・県民税)と所得税の申告の受付が、2月17日(月)から始まっています。  
申告期限は3月17日(月)までです。期限間近になると窓口が混雑しますので、早めに申告をお済ませください。

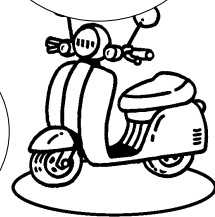
## ■各車種の手続き場所

| 車種                  | 手続き場所・電話番号                             |
|---------------------|--|
| 単車など<br>(125cc以下)   | 町税務課課税第一係<br>☎ 34-2112                 |
| 軽二輪車<br>(250cc以下)   | 奈良県軽自動車協会<br>☎ 0743-58-3700            |
| 二輪小型自動車<br>(250cc超) | 近畿運輸局奈良運輸支局<br>☎ 050-5540-2063(ヘルプデスク) |
| 軽自動車<br>(三輪・四輪)     | 軽自動車検査協会奈良事務所<br>☎ 0743-58-3018        |

このようなきときは、  
4月1日までに  
廃車・名義変更などの手続きを

廃車手続きを  
しないまま  
解体  
してもらった

知人などに  
譲った



忘れていませんか？  
**単車、軽自動車などの廃車・名義変更届**

税務課課税第一係 ☎ 34・2112

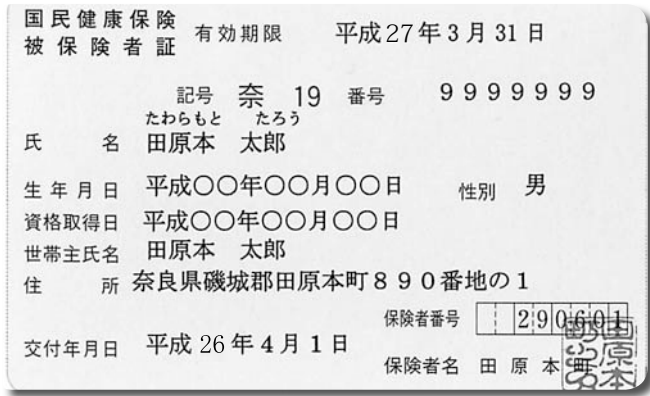
軽自動車税は毎年4月1日現在で、単車や軽自動車などを所有している人に課税されます。(月割り計算は行いません)

すでに廃車などを行っている場合は、4月1日までに手続きをしないと、平成26年度分の税金を支払うこととなりますので、ご注意ください。なお、手続きの方法・受付場所は車種によって異なりますので、上記の各窓口へお問い合わせください。

### ●普通自動車の場合

普通自動車は、自動車税として県の税収になります。普通自動車の移転登録(名義変更)や抹消登録(廃車)などの各種手続きは、近畿運輸局奈良運輸支局で行ってください。検査・登録の手続き案内は、ヘルプデスク(☎050・5540・2063)で24時間行われています。

また、近畿運輸局ホームページ(<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/>)に各種手続き案内が掲載されています。3月末は、自動車の検査・登録の各種申請が集中して窓口が大変混雑します。各種手続きはできるだけ早くお済ませください。



▲新しい被保険者証

# 新しい国民健康保険被保険者証を交付します

現在お使いの被保険者証の有効期限は3月31日まで

現在お使いの国民健康保険（国保）被保険者証は、3月31日までしか使うことができません。それに伴い、4月1日からの新しい被保険者証を交付します。

なお現在お使いの被保険者証は、4月以降に住民保険課へ返却して

ただくか、裁断するなどご本人で確実に処分してください。

## 被保険者証の有効期限

**平成27年3月31日まで**

ただし、年度途中で75歳になる人は、誕生日の前日までです。

※後期高齢者医療制度へ移行するため

## 交付方法

### ■保険税を完納している世帯

3月下旬に新しい被保険者証を簡易書留郵便で送付しますので、受領印と引き換えにお受け取りください。不在の場合は、「郵便物お預かりのお知らせ」が配達されますので、これと印鑑・本人確認のできるものを持って、日本郵便株式会社田原本郵便局で受け取るか、配達希望日を記入してポストに入れてください。万一、被保険者証が届かない場合や内容に誤りがある場合は、住民保険課へご連絡ください。

### ■保険税に未納がある世帯

保険税に未納がある場合は、新しい被保険者証を郵送しません。

世帯主か世帯主の委任を受けた代理人が、住民保険課へお越しください。

未納保険税について納税、納税相談をしたうえで被保険者証を交付します。

### ■口座振替のご案内

保険税の納付には口座振替が便利です。一度手続きをすると、指定された預金口座から納付期日に合わせて自動的に保険税が引き落とされます。希望する場合は町指定の金融機関に、保険税の納付書、通帳、通帳の届出印を持って、窓口にて備えてある依頼書に必要事項を記入してお申し込みください。

※町外の金融機関などの窓口には依頼書がありませんので、税務課（☎34・2111）へ事前にご連絡ください。

## 国民健康保険高齢受給者証

高齢受給者証を3月中に送付します



高齢受給者証の負担割合が1割の人は3月中に4月以降の受給者証を送付します。（負担割合が3割の人は、現在の高齢受給者証を7月31日まで使うことができます）

新しい受給者証が届いた人は、4月以降、現在お使いの受給者証を住民保険課へ返却していただくか、裁断するなどご本人で確実に処分してください。

この受給者証は、毎年8月に負担割合の見直しを行うため、今回送付する受給者証の有効期限は7月31日となっております。

※7月31日までに75歳になる人は誕生日の前日まで